

労働者派遣法に基づく労使協定情報公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社の労働派遣事業の状況、労使協定に関する情報を提供します。

1. 労働派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定締結の有無 ： 有
2. 協定対象派遣労働者の範囲 ： 全ての派遣労働者
3. 労使協定の有効期間 ： 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日